

3 2 平成27年3月10日申請（平成27年（争）第1号）（卸電気通信役務の提供に係る契約の延長）

（1）経過

平成27年	
3月10日	A社から、あっせんの申請（平成27年（争）第1号）。 （⇒（2））
12日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
19日	B社からあっせんに応じる考えはない旨の回答。（⇒（3））
23日	委員会から、両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

（2）申請における主な主張

A社は、2001年（平成13年）にB社と基本契約書を締結し、その後毎年自動更新されてきた。契約内容はB社の業務の一部をA社に委託するもの（B社は、代理店契約と主張）であるが、契約の実態はOEM契約（再販契約）である。実際にA社は複数の電話会社からOEM契約に基づき電話サービスの供給を受け、独自ブランドにより直接顧客にサービス提供を行ってきた。

長年に亘る業務は、再販契約に基づくものであるため、突然の通告による契約更新拒否は、「権利の濫用並びに信義誠実の原則に違反」する。

このため、マイライン移行の手續に必要な2年間の契約延長と変更手数料の負担を求める。

（3）あっせん不実行

B社に対し、あっせんの申請があった旨通知したところ、B社より「あっせんを受諾しない」旨の回答が委員会にあったため、あっせんをしないこととなった。

【あっせんを受諾しない理由】

- ・ A社とは、基本契約書第1条（目的）「互いに協力して当社サービスの普及と市場の拡大を図るもの」として、B社はA社に協力金（B社サービスの売上額に一定料率を乗じた手数料）を支払ってきた。
- ・ 平成26年7月以降は、A社に関するB社の通信サービス売上のうち、

「着信課金サービスの売上」が激減している。これは、A社がB社の顧客を積極的に他社サービスへ移行させた結果である。また、同時期以降、B社は、A社に対して基本契約書第6条に基づく是正を要求し、A社がこれに従わない場合は、契約を解除する旨を説明している。

- A社の行為は契約書で規定する「第4条（業務委託）顧客サービスの維持及び促進活動」並びに「第6条（乙の義務）当社の利益を損ね、（中略）当社の是正要求に従うこと」に違反すると考えている。
- B社としてはA社との協力関係が消失したと判断し、契約解除（基本契約書第21条（存続期間）における契約期間を自動延長しない）の手続を行った。仮に、本契約がA社の主張する再販契約であったとしても、契約の解除を制限する事由には該当しないと考えている。
- A社は、本契約の解除までに既存利用者を他社のマイラインサービスに移行させる必要はない。なお、本契約を解除しても、既存利用者のサービスは継続される。